

市民協働推進の手引き

平成24年4月

福井市市民協働推進会議

はじめに 市民協働は、スローガンから実践へ

福井市は、平成16年3月、福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例（略称「福井市市民協働条例」）を制定し、同年4月から施行しました。

また、条例施行に伴い、庁内組織の横断的連携を図り、全庁的に市民協働を推進するため、平成16年5月、市長を総括者とする福井市市民協働推進会議を設置するなど推進体制を整備しました。

このように、本市は、協働のルールづくりや体制整備に力を注いできましたが、それにより、一挙に市民協働の取組みが進むものではありません。

条例では、「市民協働による事業の推進及び評価」や「市民及び職員の意識の醸成」等に関する施策を市が取り組むこと、さらに、市は、「非営利公益市民活動団体に対し、公共サービスのうちその特性を活かすことのできるものについて委託その他の方法により協働の機会を拡大するよう努める」ことが規定されており、積極的に協働事業を検討し、実施していくことが求められています。

今や、複雑・多様化した市民ニーズのすべてに行政が対応することには限界があります。21世紀の公共分野の最適なあり方をデザインし、地域社会の課題に向きあう市民と行政との適切な役割分担と協働の仕組みを築きあげるうえで、市民協働は実践の時代を迎えています。

市民と行政の双方にとって、それぞれの現状を踏まえたうえで、協働に対する理解を深め、具体的な協働の実践を積み重ねていくとともに、その成果と課題を整理し、協働の手法を習得し共有化していくことが必要です。

この「手引き」は、市民協働条例の目的を達成するために、どのように協働を推進すればよいのか、市職員の共通理解を促すために作成したものです。市民協働の意義、協働の基本原則、協働事業の検討・実施・評価の各段階における留意事項などを、Q&A形式で整理しました。

策定にあたっては先頃、庁内で実施した「市民協働の推進状況に関する調査」の結果を踏まえ、福井市市民協働推進会議で検討し、福井市市民協働推進委員会からも意見をいただきながら作成しました。

この「手引き」は、固定的なマニュアルでなく、いわば「ガイドライン」です。市民との協働に向けた行政の歩みは、まだまだ手探りの段階ではありますが、より良い協働の実現に向け、協働の実践や創意工夫の中で、「手引き」の内容も進化し、市民とのパートナーシップが深まって行くことを願うものです。

平成17年3月

目 次

第 1 章 市民協働について

1-1	福井市市民協働条例はどのようにしてできたのですか？	1
1-2	市民協働とは何でしょうか？	2
1-3	市民協働と、市民参加・市民参画との関係は？	3
1-4	市民協働によるまちづくりは、どのような効果がありますか？	4
1-5	市民協働の推進体制はどうなっていますか？	6
1-6	市民協働は、政策を推進していくうえでどのように位置づけられますか？	8

第 2 章 非営利公益市民活動団体について

2-1	条例の「非営利公益市民活動団体」ってどんな団体ですか？	9
2-2	「非営利」、「公益」とは？	10
2-3	NPO法人は行政のお墨付きを得た団体ですか？	11
2-4	地縁型組織も、広い意味ではNPOなのですか？	12
2-5	行政関連団体・外郭団体との協働は今のままでよいですか？	13

第 3 章 協働事業の進め方について

3-1	協働に求められることは何ですか？（協働の基本原則）	14
3-2	協働事業をどのように進めますか？（協働事業の流れ）	16
3-3	すべての事業を協働しなければならないのですか？	17
3-4	協働にはどのようなカタチがありますか？（協働形態の選択）	19
3-5	協働のパートナーを決めるには？（協働相手の選定）	22
3-6	協働事業の提案があった場合は？	25
3-7	協働提案を募集する方式は？	26
3-8	協働事業を実施するときの留意点は？	27
3-9	本市では、どのような協働事業に取り組んでいますか？	28

第 4 章 協働事業の評価について

4-1	協働事業について、どのように評価すべきですか？	29
4-2	協働事業の評価指標は具体的にどのようなものですか？	30

附 録	福井市市民協働条例（全文）	31
-----	---------------	----

第1章 市民協働について

1-1 福井市市民協働条例はどのようにしてできたのですか？

平成16年3月、福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例（略称「福井市市民協働条例」）が制定され、4月1日から施行されました。

これは、第五次福井市総合計画の基本理念「市民と行政が連携・協働し、責任を共にする市民参画のまちづくり」をふまえ、NPOや地域の団体などの自主的・自立的で多様な市民活動を促進し、市民協働によるまちづくりを推進するための基本的なルール（拠り所）となるものです。

条例化に向けて、協働のまちづくり研究会、協働のルール策定委員会などで市民と職員が共に検討を重ねて素案を策定したプロセスは、市民協働の第一歩となるものでした。

- H14. 9 福井市協働のまちづくり研究会を設置(市民10名、職員16名で構成)
- 15. 4 研究会報告「市民・NPOと行政のルールづくりに向けて」を市長に提出
- 5 協働のまちづくり市民フォーラムを開催(約170人)
- 6 福井市協働のルール策定委員会を設置(市民12名、職員4名)
- 10 策定委員会が「(仮称)福井市市民協働推進条例素案の骨子」を市長に提言
- 12 市の「条例素案の概要」にパブリック・コメントを募集(65名114件)
- 16. 2 パブリック・コメントの結果を公表
- 3 条例案が3月議会で可決・条例公布
- 4 条例施行

福井市市民協働条例の構成

前 文	
第1章 総則	第1条(目的)、第2条(定義)、第3条(基本理念) 第4条(市民の役割)、第5条(非営利公益市民活動団体の役割) 第6条(事業者の役割)、第7条(市の役割)
第2章 市民協働の推進 及び非営利公益市民活動 の促進のための施策	第8条(市の施策) (1)協働事業の推進及び評価、(2)市民・職員の意識醸成、 (3)市民活動促進の環境整備、(4)市民活動拠点施設の整備 (5)その他 第9条(協働事業の推進) 第10条(意見等の提出)
第3章 非営利公益市民 活動促進基金	第11条(基金の設置)、第12条(積立て)、第13条(管理) 第14条(運用益金の処理)、第15条(繰替充用)、 第16条(処分及び助成)
第4章 福井市市民協働 推進委員会	第17条(委員会の設置)、第18条(委員会の任務) 第19条(組織等)、第20条(規則への委任)
第5章 雑則	第21条(委任)
附 則	1(施行時期) 2(検討)

1-2 市民協働とは何でしょうか？

(1) 「協働」とは・・・「協同」、「共同」と同じ？

最近、地方自治の分野で「協働」という言葉が頻繁に使われます。コラボレーション (collaboration) の訳語ともいわれますが、「コラボレーション」は、芸術や産業の分野などでもよく使われるようになっていきます。

同じ「きょうどう」でも、これまでの「共同」や「協同」のように、単に「一緒にやる」、「協力してやる」だけでなく、異質なものの出会いによって生まれる新しい相乗効果、創造性を期待する意味も込めて使われているようです。そのため、近頃は、「コ・プロダクション」(co-production) が「協働」を表現する言葉として使われることも多くなってきました。

福井市協働のまちづくり研究会報告（平成 15 年 4 月）では、「本来の目的や立場の異なる組織が相互に理解し、違いを認め合った上で、共通の目標を設け、自立した対等の立場で目標の達成に向かって努力しあう関係」と表現しています。

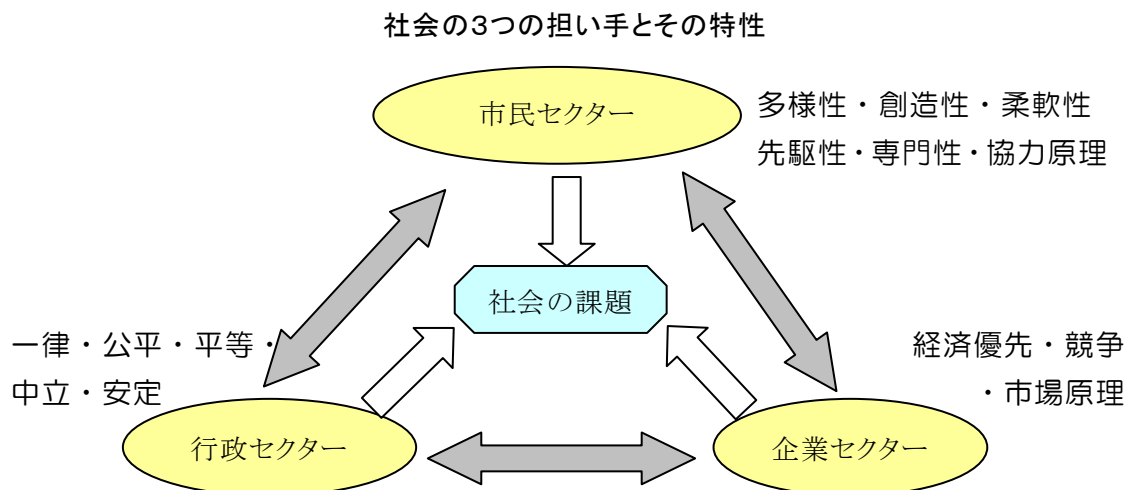
(2) 「市民協働」とは・・・

協働の中でも、特に、行政が市民と協働する関係性を指して、「市民協働」といわれます。

福井市市民協働条例では、それをさらに一歩進めて次のように定義しています。

「市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市がお互いを理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあうことをいう」（第 2 条）

まちづくりは、地域社会の様々な主体が協働して、自らが生活し、又は活動している地域を豊かで個性あるものにしていく活動と言えますが、この手引きでは、非営利公益市民活動団体と市（行政）との協働を対象とします。



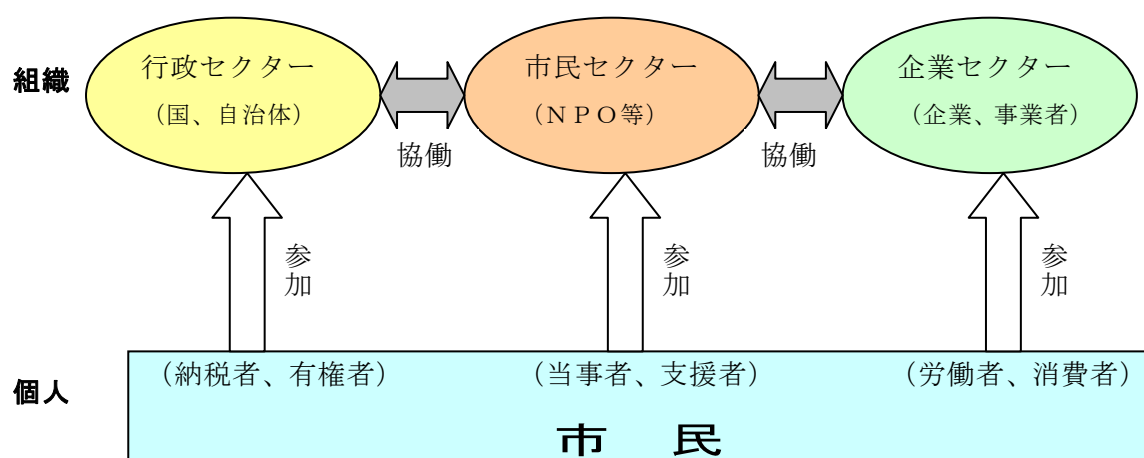
(福井市協働のまちづくり研究会報告書から)

1-3 市民協働と、市民参加・市民参画との関係は？

「市民参加」は、自治体の運営、主として行政活動に市民が参加することであり、選挙などの間接的参加以外にも、直接請求制度、附属機関等の委員就任、市政モニターなどの広聴制度などさまざまな機会があります。これらの制度は、行政が進める施策について有権者の意見を聞き、政策や事務事業の効率的・効果的推進に反映するための制度です。

「市民参画」は、形式的な参加ではなく、市民の意見を実質的に反映させるため、企画段階から実施段階まで参加することを強調して用いられることが多いようです。本市の「パブリック・コメント制度」も、「市民参画の促進」を目的にした手続きです。

それに対して、「市民協働」は、市民と行政が対等のパートナーとなり適切な役割分担のもと協力して取り組むことですから、「市民」といっても抽象的な個人でなく具体的活動を行っている市民団体（組織）と言えます。



また、「市民参加」は協働を支える土台です。市民参加をより充実させることにより協働の土壌も豊かなものとなります。

市民の積極的な行政への参加は、市民と行政の距離を縮め、施策に市民の意見を反映することにとどまらず、地域社会の公共的課題の情報を共有し、解決への視点を養うことにもなります。そして、行政に訴えるだけでなく、自らも主体的に問題解決に向けた取組みを実践すること＝市民活動への参加・参画につながっていくものと期待されるからです。

1-4 市民協働によるまちづくりは、どのような効果がありますか？

(1) 「新しい公共」の創造

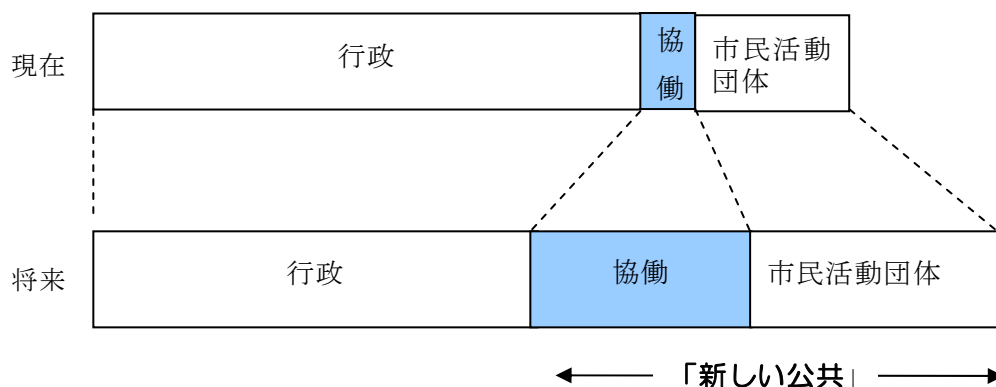
(さまざまな市民ニーズに柔軟に対応した、きめ細かで多様なサービスの実現)

近年、少子・高齢化、環境問題、教育問題、防災・防犯、魅力ある都市づくりなど、地域社会の課題はますます複雑・多岐にわたり、個別化・多様化してきています。これらの課題に、法令などに基づく公平で画一的な行政サービスだけでは十分対応できないケースが多くなっています。

こうした中、地域社会の課題に直面し、行政の対応を待つのではなく、市民が備えている潜在能力や資源を発揮して、自主的に、課題解決に向けた多様で柔軟な取り組み展開するNPOなどの活動が注目されています。

こうした非営利で公益的活動を行う市民活動団体と行政とが対等なパートナーシップのもとに協働することにより、行政ではできなかったきめ細かで柔軟な対応、新しいサービス、課題解決に向けた有効な取り組みが可能になります。

こうして、従来のように行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、多様な主体の協働で担われる「新しい公共」が「多様な価値観を認め合う豊かな地域社会の創造に寄与すること」(福井市市民協働条例第1条)につながってきます。



(2) 市民参画・市民自治が進む

非営利公益市民活動団体と行政が協働するためには、お互いの特性と立場を理解し合い、情報を共有し、役割を分担しながら協力しあう関係が不可欠です。

行政には、情報をわかりやすく市民に提供することにより、市政への関心を高め、市民のまちづくりへの参画意識を高めていくことが求められています。

地方分権が推進される中で、行政主導の下での形式的な参加ではなく、まちづくりの主体としての市民の参画が、自己決定・自己責任の新しい協働社会の土台として極めて重要です。地方分権は、必然的に市民分権・市民自治を進めることになり、市民協働はその原動力となるものです。

(3) 行政の効率化と行政体質の改善につながる

自治体を取り巻く社会環境は一段と厳しさを増しており、財政的・人的制約の中にあつて、行政は、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実施していくことが求められています。

市民協働による事業で、同じ経費でよりよい事業やサービスが実現すれば、結果として市が単独で実施する場合と比べて、効率的・効果的に行政運営がなされることにつながります。

また、行政とは異なる発想や行動原理を持つNPOなどと対等の立場で協働することにより、職員は意識改革が求められ、長年の間に培われてきた行政主導的体質の改善や見直しが必要となってきます。将来、行政のあり方そのものが問い直されていくことも考えられます。協働は「変革の行動原理である」とも言われています。

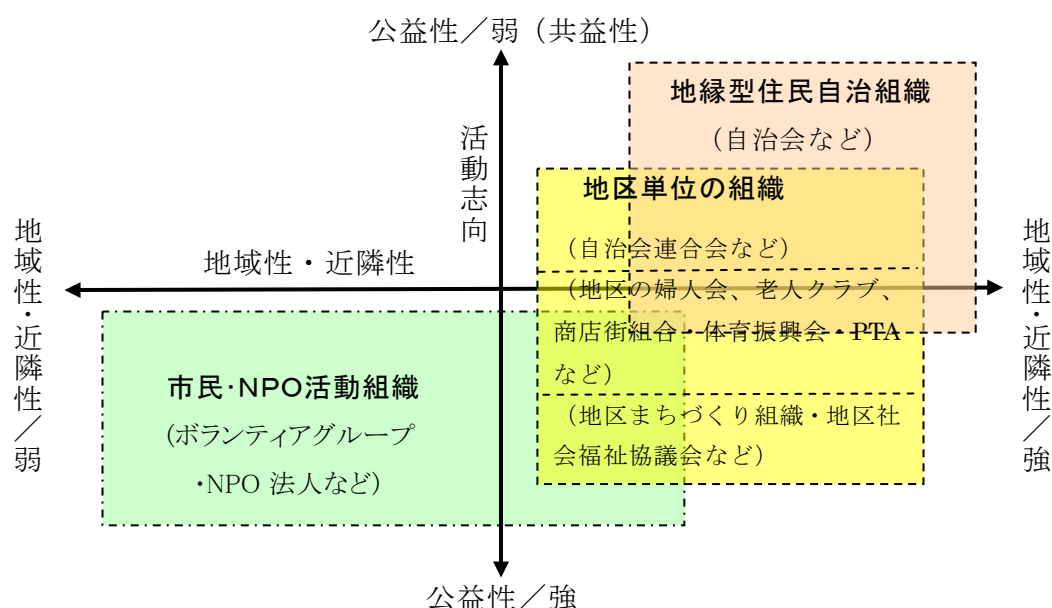
したがって、行政の都合による、コストの削減を目的としたNPOへの事務事業の委託は、市民とのパートナーシップ構築と行政の自己改革を伴わない、単なる下請けであり、真の意味の協働とは言えません。

(4) まちづくりに携わる市民の絆が強まり、地域社会の総合力を高める

近年、コミュニティ意識の希薄化・形骸化が大きな課題となっています。しかし、頻発する自然災害時においても、地域コミュニティの役割は大変重要ですし、その再生が求められます。

市民協働での事業は、身近な地域社会の課題解決であり、地域は協働事業のステージ（舞台）となります。

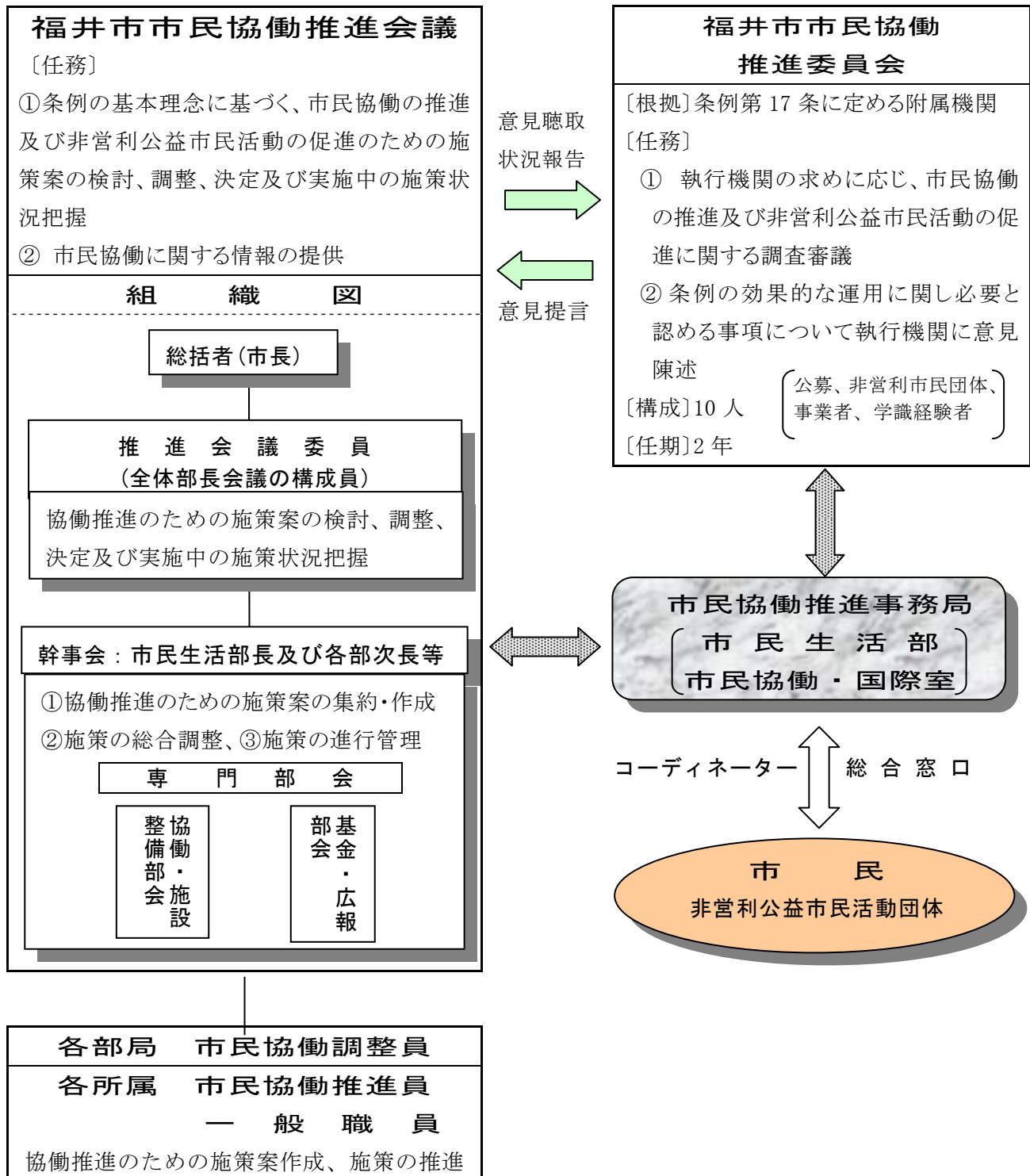
従来から存在する地縁型組織が相互扶助・親睦の枠を超え、地域の垣根を越えて、NPO等の多様な組織との連携・協働を深め、まちづくりに取り組むプロセスを通じて、地域社会の自己革新と再生につながる効果も期待されます。地域社会のネットワークの活性化、課題解決に向けた総合力の高まりが、「ソーシャル・キャピタル」（社会関係資本）と呼ばれ、近年注目を集めています。



1-5 市民協働の推進体制はどうなっていますか？

福井市市民協働条例の「市の役割」の規定に沿って、本市では、平成16年5月、庁内組織の横断的連携を図り、全庁的に市民協働を推進するため、要綱により体制整備を図りました。

(1) 庁内組織体制と福井市市民協働推進委員会の関係図



(2) 専門部会の役割と構成員（平 21.4 現在）

部 会	所 掌 事 務	構 成 員
協働・施設整備部会	(1) 協働事業の推進に関する検討 (2) 協働事業に係る評価に関する検討 (3) 非営利公益市民活動促進のための施設運営に関する検討	市民生活部次長〔部会長〕 総務部次長 都市戦略部次長 福祉保健部次長 建設部次長 教育委員会事務局教育次長
基金・広報部会	(1) 基金制度ほかの広報の検討 (2) 基金への寄付金募集の検討 (3) 非営利公益市民活動促進助成事業の検討 (4) 市民、職員に対する啓発の検討	財政部次長〔部会長〕 商工労働部次長 農林水産部次長 下水道部次長 消防局次長 企業局局次長

(3) 市民協働調整員及び市民協働推進員の役割

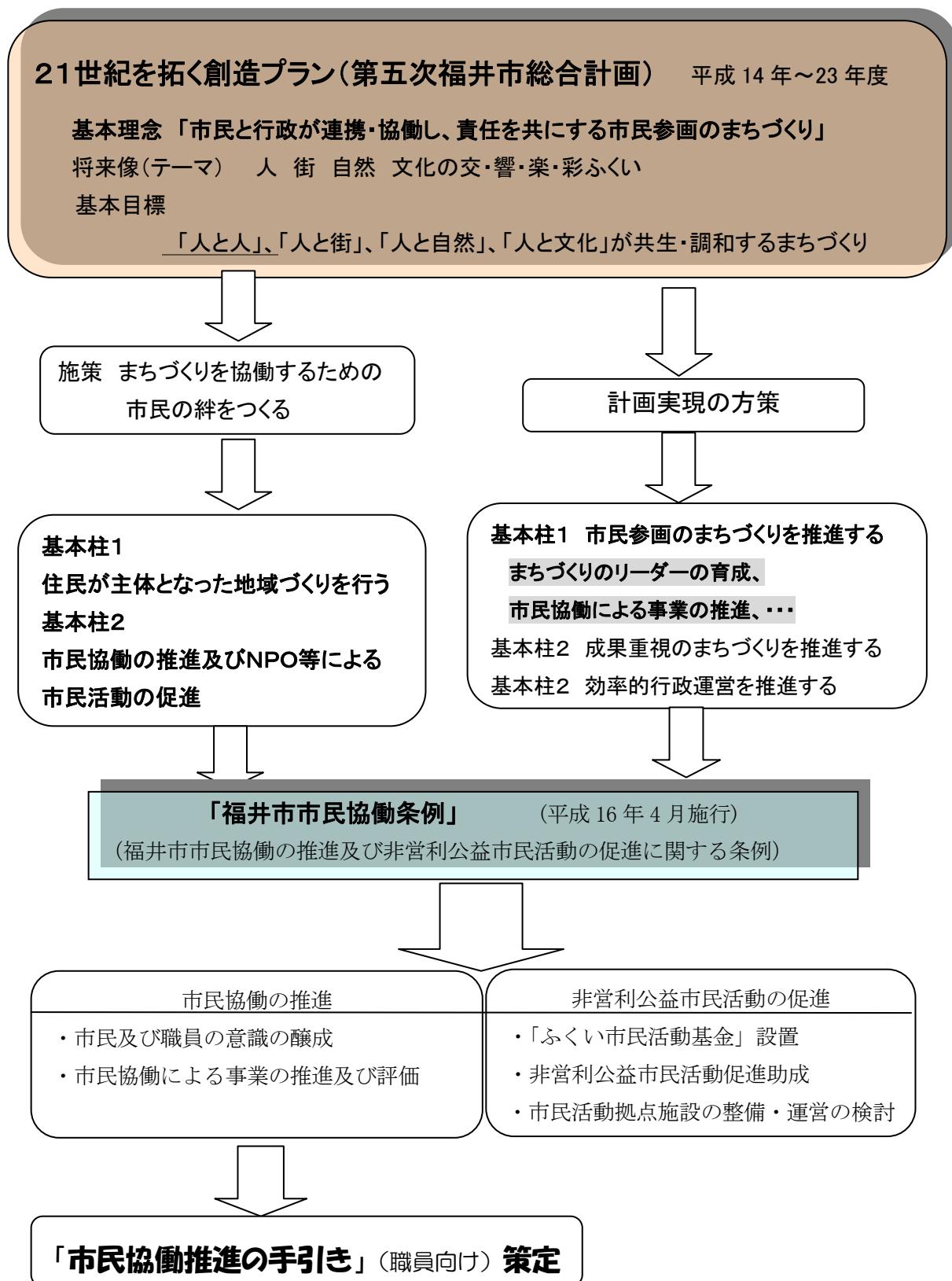
福井市市民協働推進会議設置要綱（平成 16 年 5 月）においては、「市民協働調整員」は各部局の調整参事等を、「市民協働推進員」には各所属の主任をもって充てるものとされています。

市民協働・国際室は、市民協働推進及び非営利公益市民活動促進の総合的窓口となり、条例に基づく施策をコーディネートする「市民協働推進事務局」的な役割を担います。

「市民協働調整員」、「市民協働推進員」は、各部、各所属の事務事業を市民協働の視点から積極的に見直し、協働事業を立案・実施するうえで、旗振り役、調整役の役割を果たします。具体的には、市民協働・国際室と連携して、次のような取り組みを行います。

役 割	具体的事項
(1) 協働推進のための施策案の作成及び推進	・ 協働事業の実態把握（調査協力、連絡） ・ 協働事業の導入検討、実施、評価のコーディネート ・ 協働推進に向けた情報の積極的な提供 ・ 協働推進に向けた相談・提案等に対する協議対応など
(2) 条例の基本理念の普及・啓発	・ 職員への条例の周知や意識醸成の推進、協力（フォーラム、研修等への参加、地域活動・市民活動への職員参加促進等） ・ 市民への条例の周知や意識醸成の推進、協力
(3) その他必要な事項	・ 関係する非営利公益市民活動団体の活動の把握と情報の共有化 ・ 非営利公益市民活動の促進に向け、市の施設の有効利用の促進 ・ その他

1-6 市民協働は、政策を推進していくうえでどのように位置づけられますか？



第2章 非営利公益市民活動団体について

2-1 条例の「非営利公益市民活動団体」ってどんな団体ですか？

福井市市民協働条例では、市と協働のパートナーとなる市民活動団体を「非営利公益市民活動団体」と呼び、次のように定義しています。

○非営利公益市民活動（条例第2条第1号）

市民の自由で自発的な意思によって行われる、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいい、次のいずれにも該当しないものをいう。
ア利潤目的の経済活動、イ宗教的活動、ウ政治的活動、エ選挙運動等の活動

○非営利公益市民活動団体（条例第2条第2号）

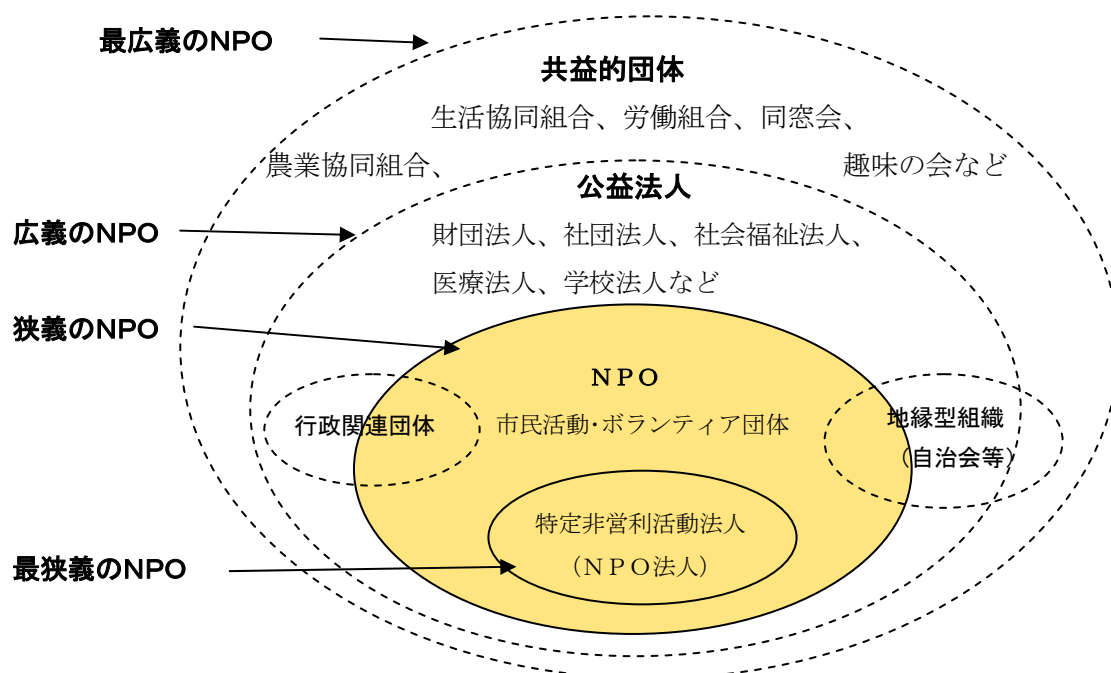
非営利公益市民活動を行う団体をいう。

○非営利公益市民活動団体の役割（条例第5条）

自己の責任のもとに行動し、開かれた運営を行うことにより、市民の理解と参加を得るように努める等とされています。

これらのことから、非営利公益市民活動団体は、自発的に問題解決行動（社会貢献活動を）行う市民の組織であり、概ね下図の網掛け部分（「狭義のNPO」）をこの手引きの対象とします。したがって、地縁型組織でも非営利公益市民活動を行うときは、非営利公益市民活動団体であり、市と協働するパートナーになり得ます。

（民間非営利セクターの概念図）



2-2 「非営利」、「公益」とは？

(1) 「非営利」とは？

—NPOは非営利組織だから利益をあげてはいけないのか？—

NPOはnon-profit organizationの略で、「民間非営利組織」と訳されています。この場合の、非営利とは、利益をあげることが禁止するという意味ではありません。企業のように利益を目的として活動するのではなく、ミッション（社会的使命）を目的に活動するのがNPOです。

「非営利」とは、利益を上げてはいけないのではなく、利益を構成員で分配してはならないのであって、利益は、次の非営利活動の原資としなければいけません。

また、NPOは無償で事業活動を行うものではありません。サービスの提供に対する適正な対価を得ることは当然です。

(2) 「公益」とは？

公益とは、広く社会一般の利益を指します。

その活動に公益性があるかどうかの捉え方は、地域、社会情勢、時代等によっても異なり、変わっていくものです。

また、公益性の有無については、社会情勢の変化に合わせて対応すべきものです。今や、公共分野を行政だけで担う時代ではなく、市民が公共分野の新たな担い手として期待されています。NPO等の非営利公益市民活動団体が多様な市民ニーズに応えて事業を展開しています。

このように、「公益性」は、厳密な定義が大変難しい概念であることから、福井市市民協働条例ではNPO法（特定非営利活動促進法）の表現を参考にし、「不特定かつ多数のものの利益」と表現しています。これは、その活動が、直接的には特定少数者の利益に資する場合であっても、間接的・潜在的には社会全体の利益（間接的な公益）に資する場合があるからです。

逆説的な言い方をするなら、「私益」（自分のため）でも、「共益」（自分たちのため）でもない活動が「公益活動」である、ということもできそうです。

2-4 NPO法人は、行政のお墨付きを得た団体ですか？

平成 12 年に施行された特定非営利活動促進法（NPO 法）により、市民活動を目的とした組織の設立に関する法制度が整備されました。

都道府県又は国から設立の認証を受けた NPO 法人は、平成 18 年 6 月末現在で、全国で約 2 万 7 千団体、福井市内では 7 5 団体を数えています。

認証とは、行政庁が「お墨付き」を与えたものではなく、法に定める設立の要件を満たしていることを書面審査で確認したという意味です。

「特定非営利活動」とは、NPO 法で定めている、次の 17 の活動分野をいいます。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救助活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫情報化社会の発展を図る活動
- ⑬科学技術の振興を図る活動
- ⑭経済活動の活性化を図る活動
- ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯消費者の保護を図る活動
- ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2-5 地縁型組織も、広い意味ではNPOなのですか？

NPOとは、「民間非営利組織」ですから、特定非営利活動法人（NPO法人）だけを指すわけではありません。法人格のない市民活動団体やボランティア団体もNPOと言えます。（法的には、権利能力なき社団、その他の任意団体として扱われます。）

地縁型組織（自治会、壮年会など）は、本来は相互扶助や親睦を目的とした共益的性格の組織ですが、公益的活動を行う場合もあり、広い意味ではNPOと言えます。ただ、その特性は、下表のように有志型のNPOとは相当異なります。

地域コミュニティのベースとなる地縁型組織の役割は重要であり、日常の活動を通じて構成員の絆を深め、存在意義を高めていくことが期待されます。

地縁型組織自体も当然“協働のパートナー”ですが、その特性を踏まえる必要があります。なお、実際に行政と協働するときは、自治会等をベースにしつつ、別個の地域活動主体を構築し、協働事業に取り組む場合が多いと思われます。

まちづくり、防災、環境、福祉などの地域社会の課題に対して、地縁型組織と有志型NPO、さらには事業者も含めた市民レベルの有機的な連携・協働が期待されます。

有志型NPO、地縁型組織、行政の運営面の比較

	有志型NPO	地縁型組織	行政(自治体)
活動領域	特定のテーマに特化した活動(地域課題から離れる場合も多い)	居住地に関わる共通課題全般(居住地外の課題は扱わない)	自治体に関わる社会問題全般が対象(一般に自治体外の課題は扱わない)
構成員	地域に関係なく有志が参加(使命に共感すれば誰でも)	地域の全住民参加が基本(構成員は域内住民のみ)	域内の全住民(他の自治体は参加できない)
参加姿勢	自発的(嫌になったら辞めてしまう)	自発的(付き合いなど消極的参加もあり得る)	法令の下で活動
意思決定	責任を持つ人(理事会など)が強い影響力を持つ。	可能な限り「全員一致」(調整的運営が求められる。)	構成員(議会が代行)の過半数の賛成(民意を重視)
財源	会費、寄附金、事業収入、助成金など	会費、行政補助金など	税、地方交付税、国県支出金、市債など
行動原理	自由、多様、多元、競争	公平、調和、自治、継続	公平、平等、保障、安定

NPOの特徴

①組織性	1度限りの集まりや全くのインフォーマルな集まりでなく、会則や代表者を有する正式な組織であること。
②非政府性	制度的に政府(自治体)から独立している民間の機関であること。
③非営利性	利潤追求を目的としないこと。事業活動から利益を生んでもよいが、構成員に配分しないこと。
④自己統治性	自分たちの活動を自主的に管理できる能力を備えていること。
⑤自発性	ボランティアや寄付など、有志による自発的な参加を一定程度含むこと。
⑥公益性	公益(不特定多数のものの利益)に寄与する活動を行うこと。

(米国ジョンス・ホプキンス大学 レスター・M・サラモン著「米国の『非営利セクター』入門」から)

2-6 行政関連団体・外郭団体との協働は、今のままでよいですか？

○行政関連団体・外郭団体の性格は？

行政関連団体とは、行政が施策を推進するにあたり、施策の対象者又は協力者となる市民の意向の調整を図り、円滑な事務事業を推進するために組織するもので、今日まで、行政と良好な関係を築いてきました。

しかし、行政が事務局を担ったり、組織運営費を補助金等に依存したりするという体質は、改善が必要です。

その団体の構成員は、地縁型組織を単位として選出（行政委嘱の場合もあり）されたり、受益者組織を代表したりするなど、ミッション（社会的使命）に基づき自発的に構成員となる場合は少なく、他律的であると言えます。

国、県、市町村の縦系列に対応した組織であることも多く、上部機関は国の外郭団体＝公益法人（財団法人、社団法人）である場合も少なくありません。

このような団体は、これまで、まさに行政のパートナーとして「協働」してきたと言え、本市においては、今もこのタイプの「協働」が最も多くなっています。

しかし、市民の自発性・創造性が十分発揮された自主的・自立的団体とはなっていないのが現状ですし、人的・財政的に行政に依存している関係は、行政にとっても負担となり、「団体事務の見直し」は、本市の行政改革の課題にもあげられています。

行政だけでは補えない分野で、市民の協力を得て行政施策を推進し、その市民組織が設立されるのは、ある意味で自然な成り行きであり、それ自体は否定されるべきことではありません。しかし、それは、自主的な市民活動がまだ少なく、市民の市政参画意欲が薄い時代における「協働」のスタイルであったとも言えます。

○ よりよい協働のために改革を

団体が設立されてから長期間が経過し、その実態において行政に依存し、役員の異動も少なく、市民の当事者性・自発性も引き出せないとなると、活動もマンネリ化し、組織の活力が停滞し、その存在意義を問われる場合も出てきます。

そのような行政・市民関係を続けることが時代のニーズにマッチしているのか、よりよい協働関係を築くために改革すべき課題や代替的手段はないのか、改めて問い直してみる必要があります。

最近では、そうした行政関連団体の構成員が、その活動を通じてミッション（社会的使命）性に目覚め、かつ行政からの自立志向を強め、組織全体でNPO法人に移行する事例も出てきています。これも、「変革の行動原理」たる協働の効果とも言えるでしょう。

第3章 協働事業の進め方について

3-1 協働に求められることは何ですか？ （協働の基本原則）

これまでのような行政主導型でなく、市民との自立した対等なパートナーシップを築く協働を推進するために留意すべき点を、条例のキーワードから抜粋し、整理してみると、次のようになります。

- (1) 相互理解
- (2) 情報の共有
- (3) 目的の共有
- (4) 対等な立場で協力
- (5) 自主性・自立性の尊重
- (6) 公平・公正性及び透明性の確保
- (7) 成果と責任の共有

(1) 相互理解

非営利公益市民活動団体と行政が、それぞれの組織の長所や短所も含め、互いの立場と役割、並びに組織文化・行動原理などの特性を理解し、それを認め合い、尊重し合うことです。それにより、協働における役割分担を明確にし、責任をもってそれを果たすことができるようになります。

(2) 情報の共有

地域社会の課題の所在、その解決への社会的ニーズ、現在の対応状況など協働事業を取り巻く情報を収集し、非営利公益市民活動団体と行政が情報を共有することにより、非営利公益市民活動の創造性、専門性、先駆性、柔軟性などの特性を活かした事業内容・手法の検討に活かしていくことが重要です。

(3) 目的の共有

協働事業を行うのは、協働による相乗効果や相互補完によって事業の効果を高め、事業の受益者たる市民に満足度の高い公共サービスを提供するためです。

協働の当事者たる非営利公益市民活動団体や市のために協働するものではありません。また、協働すること自体が目的ではなく、あくまでも手段であることを理解する必要があります。

何のために協働するのかという「目的」と合わせて、いつまでにどのような成果をあげるかという「目標」も共有することが大切です。

(4) 対等な立場で協力

協働の相手となる非営利公益市民活動団体とは、経済的利益を目的とした事業者とは異なり、事業の目的・目標を共有したパートナーシップ関係を築くことが求められます。

したがって、行政主導でなく、対等な立場で協議を進め、信頼と協力の関係を深めていかなければ協働は成り立ちません。

(5) 自主性・自立性の尊重

非営利公益市民活動は、自主性と自立性をもった民間組織により取り組まれるからこそ、その長所を活かすことができます。

行政と協働することによって、その自主性・自立性が尊重されず、役割分担も明確化せず、もたれ合い（相互依存関係）が進むならば、かつての「古い協働」と同じような道を歩む可能性もあります。自主性・自立性が尊重され続けるために、協働には「時限性」も必要です。補助・助成においても「サンセット方式」など時限性の確保に留意します。

(6) 公平・公正性及び透明性の確保

協働事業の相手先の非営利公益市民活動団体を選定する場合は、特定の団体が協働事業を独占したりすることのないように、公平で公正な手続きと、透明性の高いプロセスを経て行われなければなりません。

すなわち、なぜその事業を協働するのか、なぜその相手先を選んだのか、どのような評価結果に基づき決定したのか等を明らかにする必要があります。

委託等の場合では、価格による競争入札になじまない場合であっても、企画公募によるプロポーザル方式等を採用するなど、競争原理に基づき選定することが望ましく、随意契約が成立する場合であっても、その理由を明確にする必要があります。

また、補助金・助成金の場合も、可能な限り、公募型の方式を取り入れることが望ましいと言えます。

(7) 成果と責任の共有

成果と責任を共有することが、真の協働と言えます。

このことを、理念だけではなく、実効的に確保するためには、役割分担、責任の所在等を協定・契約等で明確にし、あらかじめ合意しておくことが重要です。

3-2 協働事業をどのように進めますか？（協働事業の流れ）

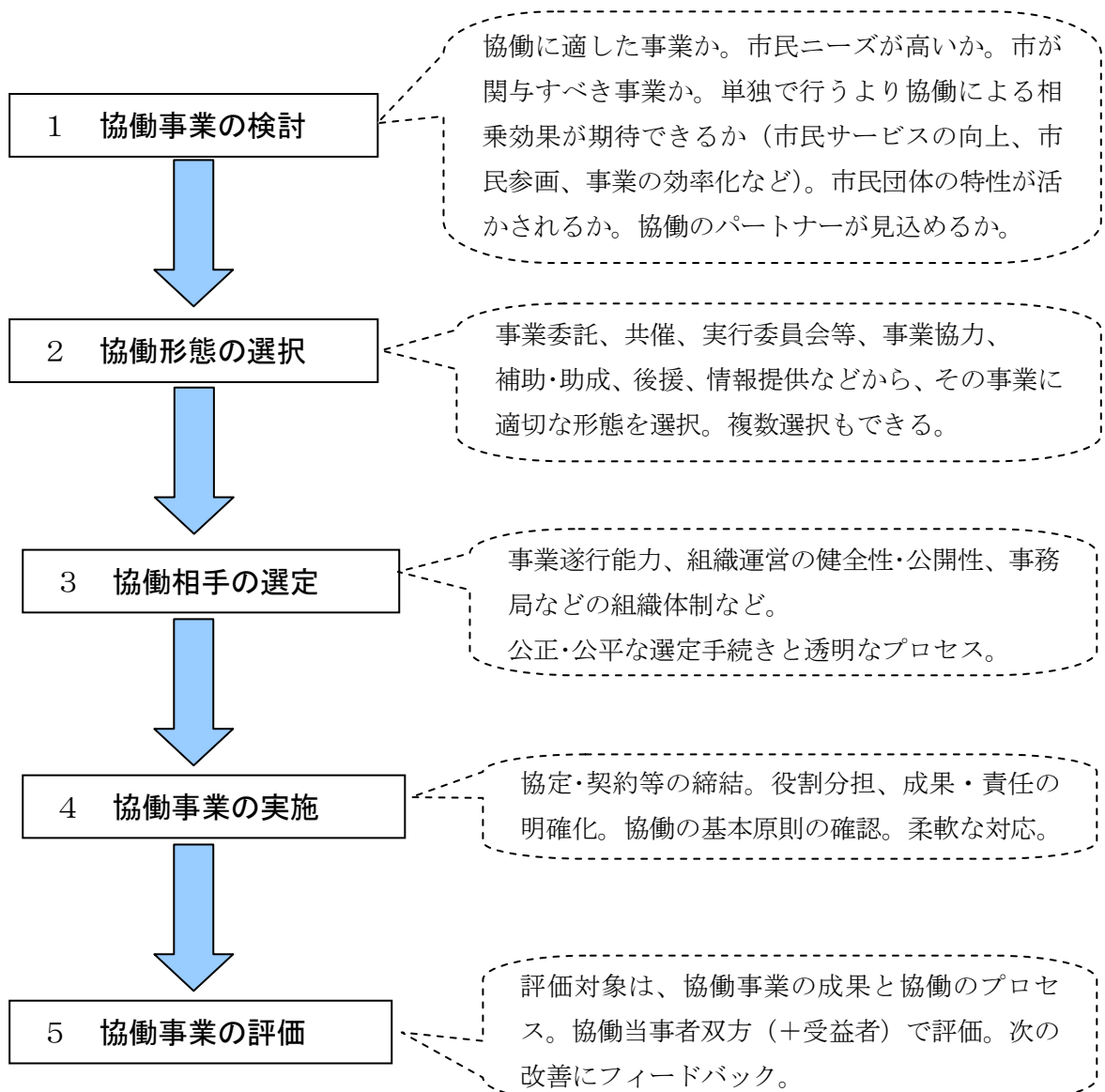
福井市市民協働条例抜粋

（協働事業の推進）

第9条 市は、非営利公益市民活動団体に対し、公共サービスのうちその特性を活かすことのできるものについて、委託その他の方法により協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定による協働の機会の拡大に当たっては、非営利公益市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、並びに公平性・公正性及び透明性の確保に努めるものとする。

＝協働事業の基本的な流れ図＝



3-3 すべての事業を協働しなければならないのですか？

協働の推進は目的ではなく手段です。その事業目的の達成のために非営利公益市民活動団体の特性を活かすことができ、行政や団体が単独で実施するよりも、協働で実施することにより相乗効果が期待できるときに、協働事業の実施に向け、積極的に検討を行います。

(1) 協働に適した事業かどうか。

行政は、すべての事業を市民との協働で実施すべきものではなく、行政責任をもって直接実施すべき事務事業も数多くあります。

一般に、協働事業にふさわしい事業の特性として次のようなことが考えられます。

ア きめ細かで柔軟な対応が求められる事業

行政は、公平性を強く求められるため、サービスが画一的になりがちであり、複雑多様化した市民ニーズに十分対応しにくい面があります。非営利公益市民活動団体と協働することにより、個別ニーズや地域特性に対応した事業を柔軟かつ迅速に実施できる場合があります。(例：災害ボランティア活動など)

イ 地域の事情にあわせる必要がある事業

非営利公益市民活動団体は、地域社会の課題を自ら解決するために活動します。特に地域密着型の活動を行う団体は、地域特性を熟知しており、その地域に対して行政が実施する事業で協働したり、市民の自主的な取組みを行政が後押ししたりすることで相乗効果が期待されます。(例：公園づくり事業など)

ウ 当事者性を発揮して市民が主体的に参加することが求められる事業

非営利公益市民活動に携わる市民は、その課題に関わる実体験が活動の動機になっている人も多く、他人事でなく自分のこととして捉えて行動します。こうした当事者性に支えられた、優れた現場感覚が発揮され、協働事業の効果が高まることが期待されます。(例：子育てサポート事業など)

エ 市民の豊かな発想を活かしたり、広く市民の参加が求められる事業

イベントの共催など、市民の創造的エネルギーによって活性化する事業や、多くの市民に参加しその意義を体験してもらいたい事業は、企画段階から市民協働で取り組むべきです。非営利公益市民活動団体と行政の双方のネットワークを活かして、広く参加を呼びかけることもできます。(例：フェニックス祭り開催事業など)

オ 高い専門性や先駆性が発揮される事業

NPOなどでは、その分野に卓越した知識と豊かなノウハウを蓄積している団体もあり、その専門性や先駆性を活かして、政策提案などを施策に反映したり、行政が取り組んだことのない事業に協働してチャレンジして効果をあげたりすることができる場合があります。（例：専門的課題の相談対応事業など）

（２）協働事業を導入すべきかどうか。

次のポイントをチェックして協働事業を実施すべきかどうか、検討します。

ア その協働事業を行うことに対して、高い市民ニーズがあるか。

市民ニーズを的確に把握し、地域社会の課題解決に有効な事業内容と手法であるかどうか、検討します。その分野や地域で活動している非営利公益活動団体があれば、その活動を通じて把握している実態などについて情報提供を受けることも有効な場合があります。

イ 市が実施、又は関与すべき事業か。

事業の性質上、国、県、又は事業者、市民セクターで実施すべき事業ではないか。市が実施主体でない場合は、市が補助・後援等に関わるのが妥当かどうか。

ウ 単独よりも協働で行う方が効果の期待できる事業であるか。

非営利公益市民活動団体の特性を活かすことができ、それにより市民サービスが質や量の面で向上したり、市民参画が推進したり、事業が効果的・効率的に実施されたりすることなどが期待できるかどうか。

オ 非営利公益市民活動団体の特性が活かされるか。

専門性、先駆性、柔軟性、創造性などの特性が発揮され、市民と行政の対等なパートナーシップが増進される事業かどうか。

カ 協働のパートナーが見込めるか。

その事業の分野、地域で活動している非営利公益市民活動団体がいて、協働のパートナーになれる可能性があるかどうか。

※ 協働事業に向け積極的な検討を！

市民協働の推進は市の責務です。「協働事業の検討」は、協働事業を生み出し、掘り起こすために積極的に行いましょう。

すべての条件を満たしていないから協働できないのではなく、市民の利益につながるように、事業の見直し・改善を考えましょう。

3-4 協働にはどのようなカタチがありますか？（協働の形態の選択）

協働事業にはさまざまな形態が考えられ、個々の事業目的等に応じて適切な協働形態を選択する必要があります。

各協働形態の概要、ポイント及び留意点を整理すると、概ね以下のとおりです。

（１）事業委託

概 要	市が行うべき事務事業であるが、専門性、先駆性、柔軟性など非営利公益市民活動団体の特性や能力を活かすことでよりよい成果やサービスが期待できるときに、その全部又は一部を委ねること。
ポイント	非営利公益市民活動団体の専門性、先駆性、柔軟性などの特性が発揮され、行政ではできない創造的・先駆的取組みや、きめ細かで多様なサービスが期待される。
留意点	・行政の下請化せず対等なパートナーシップで事業を行うこと。 ・効率性や経費削減を協働の目的とせず、行政が自ら実施するよりも、非営利公益市民活動団体の特性を活かして市民サービスが向上したり、事業の有効性を高めることを目的とし、双方が確認すること。 ・委託事業が継続して繰り返されると、非営利公益市民活動団体がその事業に依存し、自主性・自立性が希薄化するおそれがあるので、時限性を持つこと。

（２）共催

概 要	非営利公益市民活動団体と市が、共に主催者となって事業を行うこと。
ポイント	・企画段階からの協働が可能になる。 ・非営利公益市民活動団体の豊かな発想とネットワークが活かされ、広く市民参加を呼びかけられる。 ・相互理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。
留意点	どちらか一方の主導で進んだり、役割分担が偏ったりしないように、十分協議すること。

（３）実行委員会等

概 要	非営利公益市民活動団体と市などで実行委員会や協議会などを設立し事業を行うこと。
ポイント	・企画段階からの協働が可能になる。 ・非営利公益市民活動団体の豊かな発想とネットワークが活かされ、広く市民参加を呼びかけられる。 ・相互理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。
留意点	集団的意思決定の中で責任の所在が曖昧になりやすいので、十分な協議の上で、役割分担、経費分担などを明確にしておくこと。

（４）事業協力

概 要	非営利公益市民活動団体と市の間で、それぞれの特性を活かすような役割分担をして、一定期間、継続的な関係の下で事業を協力して行うこと。
ポイント	・互いの特性が活かされ、より効果の高い事業を行うことができる。 ・非営利公益市民活動団体と継続的な協力関係が構築できる。 （例：アドプトプログラム（養子縁組）で地域で公共施設を管理）
留意点	十分協議した上で、目的、役割分担、責任分担、経費負担、有効期間などの項目について協定書等を締結する。

（５）補助・助成

概 要	非営利公益市民活動団体が主体となって行う事業に、市が政策目的達成の観点から資金的支援を行うこと。
ポイント	・市が目的を共有しつつ、行政が取り組みにくい事業を支援することで、事業効果が高まり、多様な市民サービスが期待される。 ・非営利公益市民活動の幅や可能性が広がる。
留意点	・団体育成への支援でなく、目的共有の上で事業効果を高めるための助成であるから、助成事業の評価を行うこと。 ・助成が繰り返されると、行政依存となり自主性・自立性が希薄化するので、時限性を持つこと。

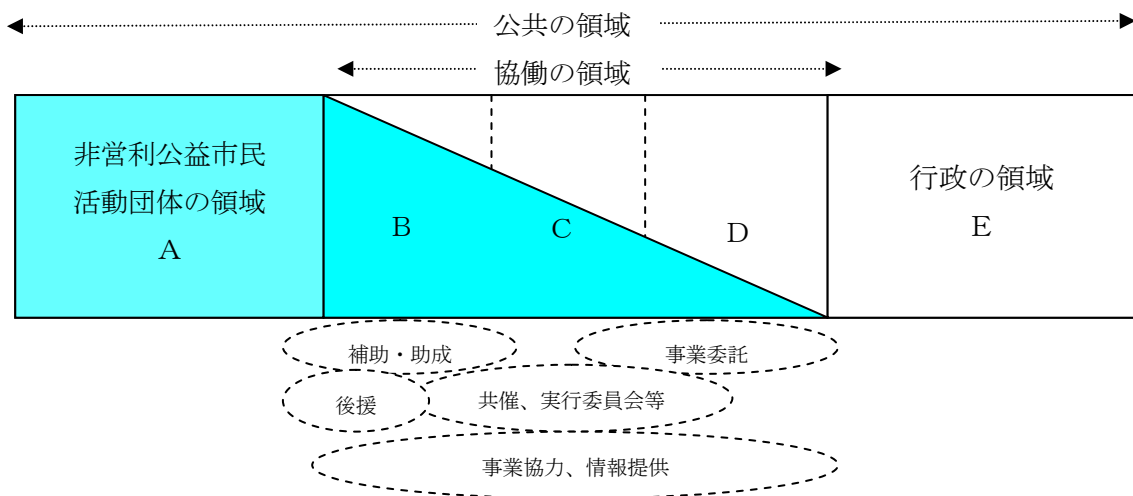
（６）後援

概 要	非営利公益市民活動団体が行う事業に対して、市が名義後援など資金以外の支援を行うこと。
ポイント	行政が後援することにより、その事業の社会的信用が高まり、市民の理解と参加が促進されやすくなる。
留意点	・事業の公益性、社会的有用性に基づき後援すること。 ・あらかじめ承認・不承認の基準を定めておくこと。 ・事業実施後は成果報告を提出してもらうこと。

（７）情報提供

概 要	非営利公益市民活動団体の先駆性・専門性を市の施策・事業に活かすために、情報提供・意見交換、政策提案などの機会をもつこと。 （例：ワークショップ・フォーラム・懇談会等開催、講師派遣等）
ポイント	・非営利公益市民活動団体、行政の生きた情報を提供しあうことによって、地域課題の発見や市民ニーズの把握につながる。 ・非営利公益市民活動団体のアドボカシー（政策提案）機能が発揮されたり、協働事業の提案にもつながる。
留意点	・各種審議会の委員に非営利公益市民活動団体の関係者を委嘱することなどは市民参画と整理する。 ・互いの立場と役割を尊重し合い、課題解決に向けた建設的な意見交換とすること。

(参考) 協働の領域と協働の形態の対応関係図



- A：非営利市民活動団体が単独で活動する領域
- B：非営利公益市民活動団体が主体的に活動し、行政が支援する領域
- C：非営利公益市民活動団体と行政が対等なパートナーシップを組み活動する領域（協働の本質）
- D：行政が主導し、市民参加や協力を求める領域
- E：行政が責任をもって単独で対応すべき領域

3-5 協働のパートナーを決めるには (協働相手の選定)

(1) 地縁型の団体と協働する場合

一定範囲の地域を対象としたまちづくりを協働する場合などは、地縁型組織をベースとする非営利公益市民活動団体をパートナーとすることが多くなります。その場合、市の協働の相手方として複数の団体が名乗りを上げて競合する関係にはならないと考えられますので、特に選定基準やプロセスを考慮する必要はあまりないと考えられます。

しかし、その場合も、協働の基本原則はすべて踏まえなければなりません。

したがって、協働事業の担い手として、パートナーシップを構築するためには、地域のニーズを把握し、地域住民の意思を集約し、自立した運営を行い得る活動組織が存在する必要があります。

市は、そのような地域活動団体と役割分担、費用負担割合などを十分な協議を経て決定したうえで、協働事業を推進します。

(2) テーマ型の団体と協働する場合

NPO法人等、テーマ性を持って活動する団体との協働においては、協働相手の選定において、公平・公正性、透明性の確保が求められるとともに、非営利公益市民活動団体の専門性、先駆性、創造性などの特性を活かすことができる選定方法を考慮する必要があります。

①選定基準

ア 事業遂行能力があるか

協働事業を成功させるために、協働の相手先の選定基準としては、事業遂行能力を検討するものとします。

なお、福井県の認証を受けたNPO法人については、定款、事業報告書、収支計算書、役員名簿等が「ふくい県民活動センター（アオッサ7階）」で、常時、閲覧に供されており、誰でもその場で閲覧することができます。

a 非営利公益市民活動の活動実績があるか

団体の設立目的にあった非営利活動をきちんと行っており、社会的評価を受けているか、など過去2年間程度の活動実績をみて確かめます。

b 健全で開かれた運営をしているか

- ・ 適切な内容の事業計画や事業報告を作成し、総会等で構成員が共有しているか。
- ・ 税（国税、地方税）等の滞納がないか。
- ・ 適切な経理を行い、収支が健全で安定し、妥当であるか。
- ・ 協働事業の計画に自主財源の裏付けがあるか。
- ・ 団体の活動内容、財政状況などを積極的に公開しているか（ホームページ等）。

c 事業実施能力があるか

- ・ 今回の協働事業に関係の深い活動の実績があるか。
- ・ 協働事業の計画、予算、人的配置が妥当な内容か。
- ・ 行政と協働事業の実績があるか。

d 協働事業を実施できる組織体制があるか

- ・ 事務局体制があり、連絡が取りやすいか。
- ・ 専門性を有するスタッフがいるか。
- ・ 協働事業に対する会員の協力体制があるか。
- ・ リスクマネジメント体制があり、組織として責任をとれるか。

※すべての協働事業の相手先がNPO法人である必要はありませんが、法人格があつたほうが、団体としての責任は明確になります。

イ 事業の目的を共有でき、信頼関係があるか

協働事業の場合、パートナーとなる団体と、よく話し合ったうえで、事業目的と成果目標を共有できるか、が特に重要であり、協働事業成功の鍵となります。

②選定方法

選定手続きには、公平・公正性、透明性の確保が必要とされます。

また、非営利公益市民活動団体の場合、その特性を活かせる方法で協働事業を行う関係上、価格以外の専門性、創造性などの要素を十分考慮できる選定方法を採用することが望まれます。

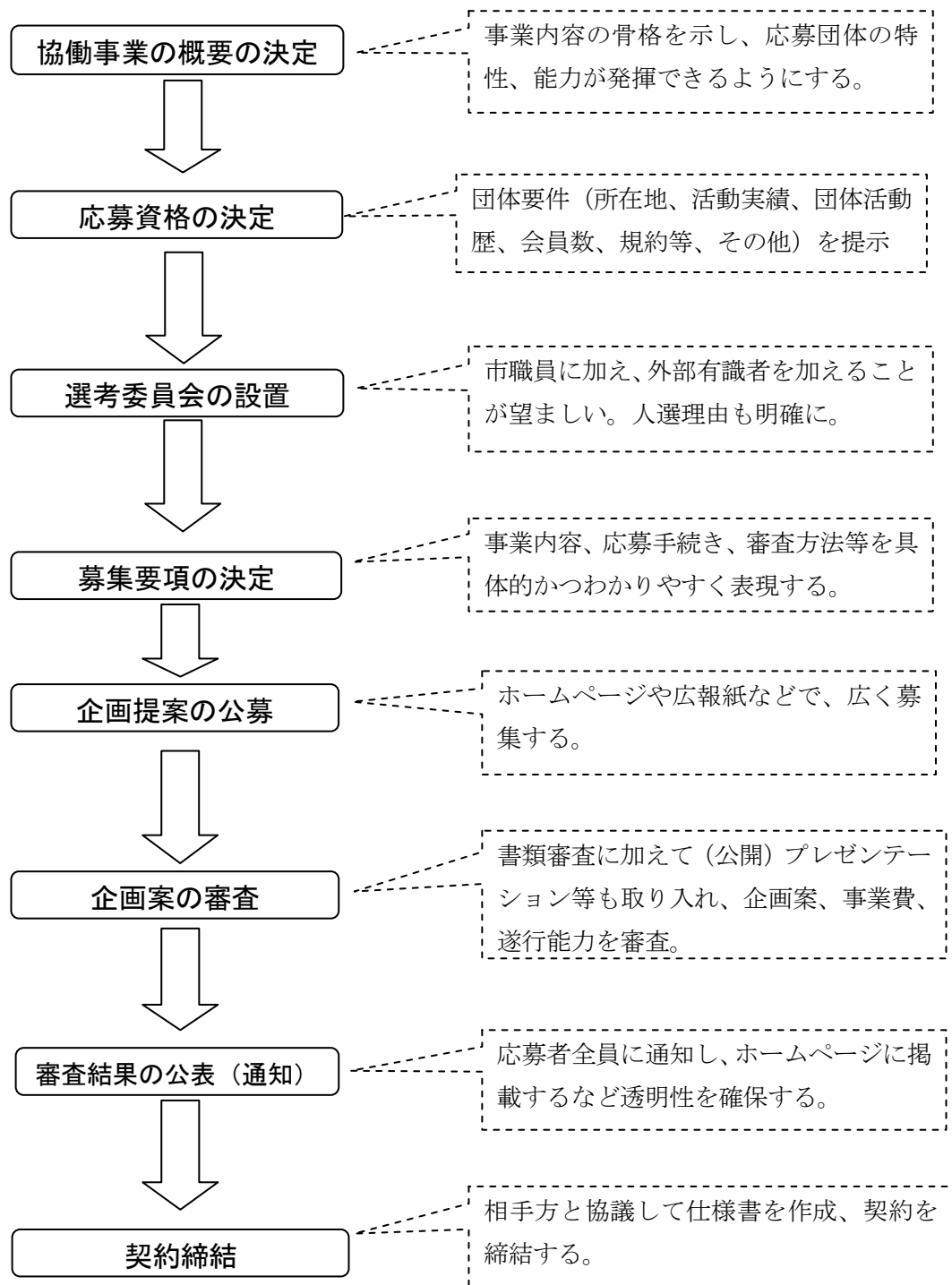
いずれの選定方法においても、その選定方法を採用する理由と、選定結果について、説明責任が求められます。

委託契約の場合の選定方法

競争入札 (一般・指名)		入札金額を最重視して相手を決定する。
随 意 契 約	見積り合わせ	予定価格が一定額(委託契約の場合50万円)以下の場合で、金額を最重視して相手を決定する方法。
	特 命	価格競争によらずに、特定の非営利公益市民活動団体を選定する方法。 専門性・先駆性などの事情により、その事業を実施できる団体が1つしかないこと等の明確な理由が必要となる。
	企画提案方式	事業を実施できる非営利公益市民活動団体が複数あるが、価格による競争になじまない場合は、あらかじめ事業を効果的に実施する企画案を公募し、企画内容や事業遂行能力を審査して決定する。

※地方自治法、同法施行令及び福井市財務会計規則等を遵守すること。

○企画提案方式による選定の流れと留意点

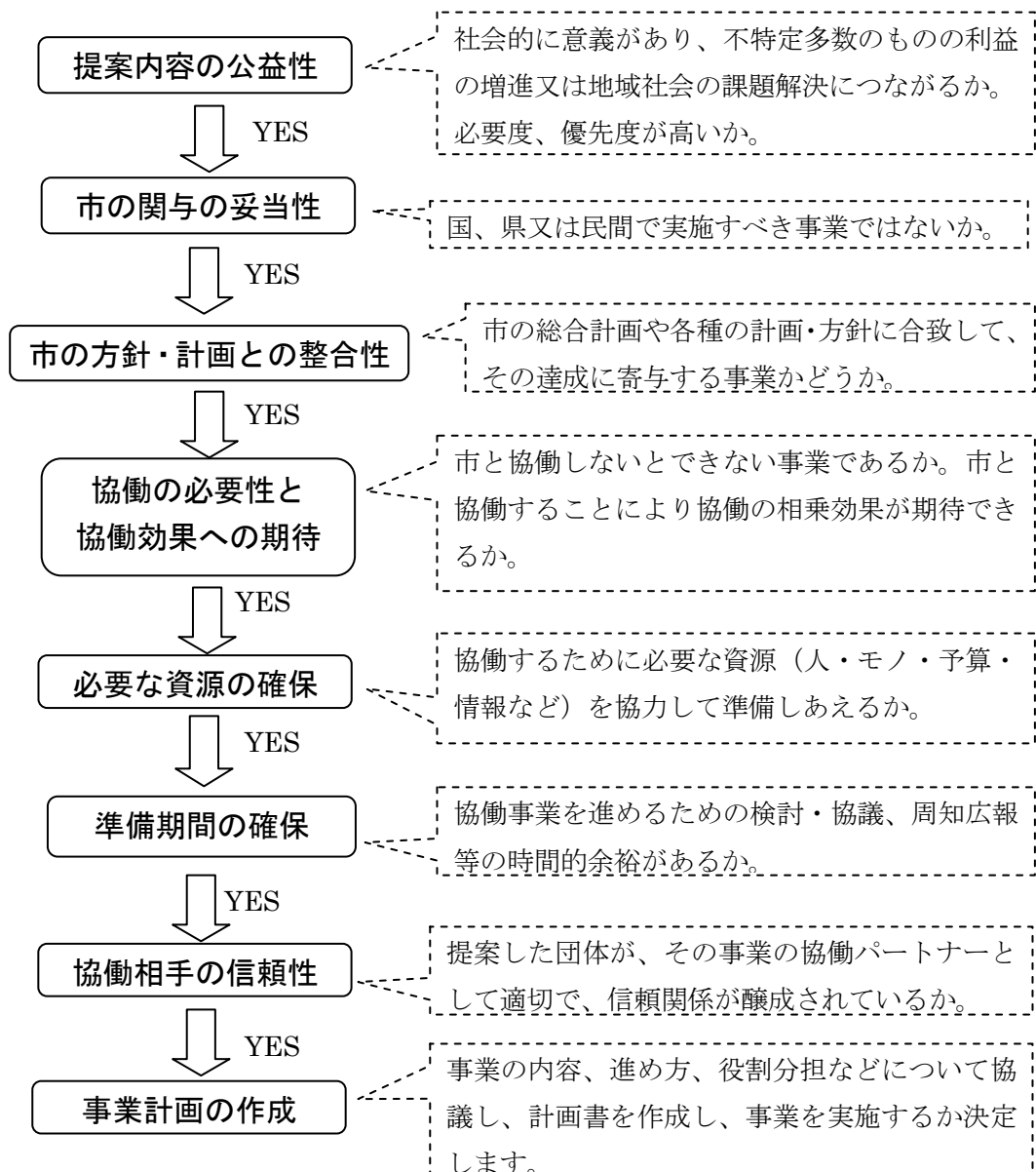


3-6 協働事業の提案があった場合は？

以上は、行政のほうから非営利公益市民活動団体に協働を提案する場合の、協働相手の選定方法ですが、協働事業の提案は、行政から発するだけでなく、市民側から行政に提案を行う場合もあります。

事業担当課に対して、非営利公益市民活動団体から協働事業が提案された場合は、提案された事業内容を正確に把握し、提案者と十分協議・検討したうえで、協働できるかどうか判断し、回答するものとします。

○協働提案についての検討の流れ

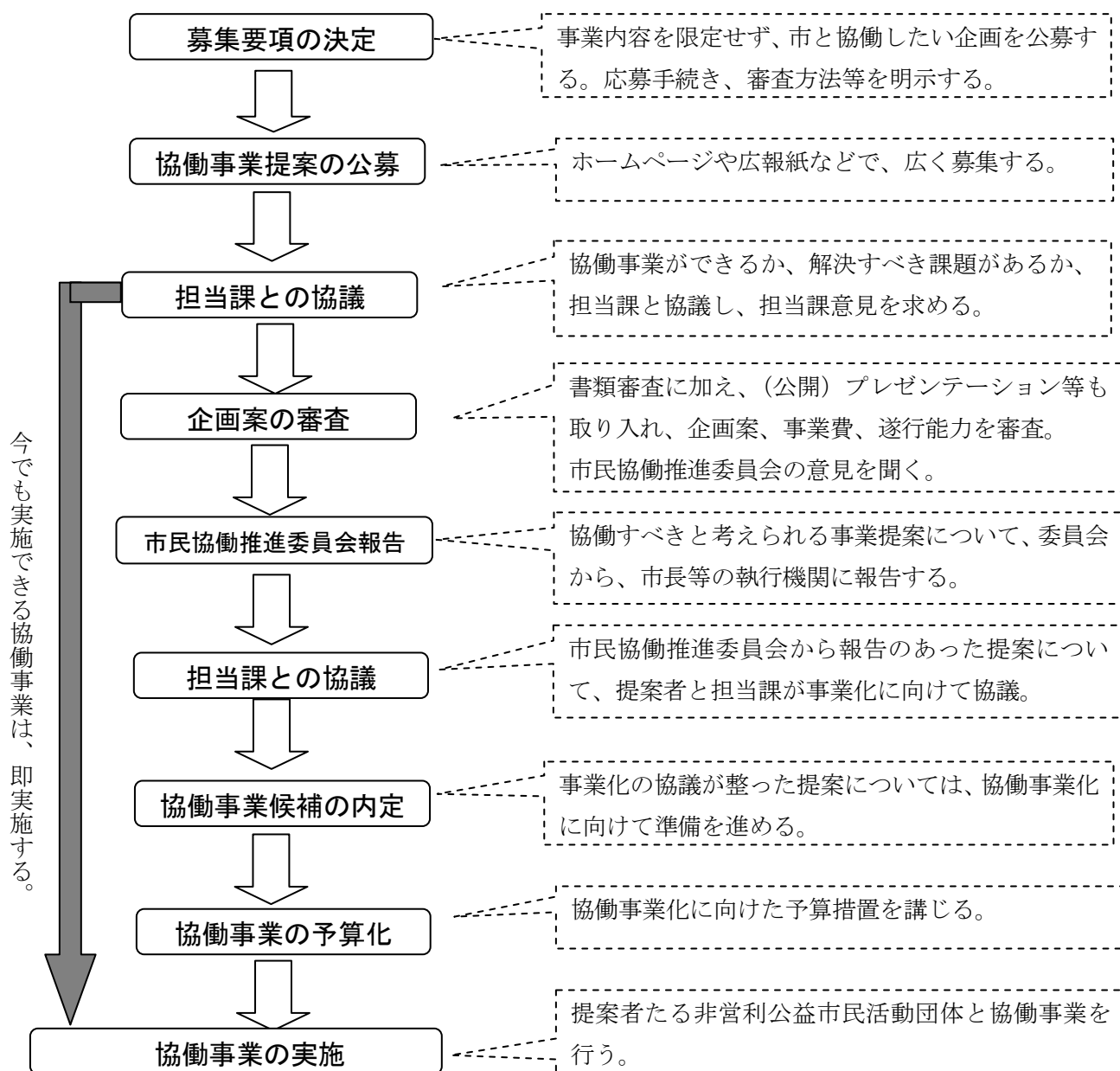


3-7 協働事業の提案を募集する方式は？

今後は、市民側から協働事業の提案を受ける方式を取り入れ、双方向型の市民協働を推進していく必要があります。

市民の豊かな発想を活かして協働機会を拡大するために、特に、テーマを設けずに、市民発の協働事業提案を募集し、次年度の協働事業として予算化していく方式を行う場合、下図のような流れで事業化していきます。実施にあたっては、具体的に要綱等を定めて行います。

○市民発協働事業提案募集における選定の流れ
(市民協働推進課が窓口となり公募する場合)



3-8 協働事業を実施するときの留意点は？

(1) 協議結果の合意文書

①委託契約

- ア 委託する事業の内容、実施方法、役割分担等について、双方で協議し合意をした事項について、仕様書を作成します。
- イ 仕様書に基づき協働事業を進めるに当たり、取り決め合意文書として契約書を作成します。
- ウ 契約保証金の納付を免除したり、委託料の支払いの一部概算払いを認めたりする場合は、契約条項に規定します。
- エ 仕様書、契約書ともに、一方的に市が準備した書面を押し付けることがないように、十分協議が必要です。
- オ 協働事業を実施するためには、双方のもっている資源（人・モノ・カネ・情報）を事業に投入するのですから、その費用を適切に算出する必要があります。その場合、物件費や人件費も事業経費に含まれるのは当然です。

②協定

共催、事業協定などの形態で協働事業を行う場合は、協働事業の目的、内容、方法、費用負担、役割分担などについて、双方で協議し、合意した内容について協定を締結するようにします。

(2) 協働事業の実施

①協働の基本原則の徹底

協働の基本原則（相互理解、情報の共有、目的の共有、対等な立場で協力、自主性・自立性の尊重、公平・公正性及び透明性の確保、成果と責任の共有）を守ります。

②事業進行管理

事業委託の場合でも、「丸投げ」とならないよう、協働相手先の自主性・自立性の確保にも配慮しながら、連携を密にして事業進行管理を行うことで、協働事業の効果を高めるとともに、不測の事態の発生防止に努めます。また、事業実施後の評価のためにも、互いに何でも話し合える関係づくりに努めます。

③その他の留意点

- ア 委託事業の実施において、第三者に損害を与えた場合、委託先の故意、過失その他責に帰すべき事由による場合は、一般に委託先が不法行為責任を負うのが原則であり、その旨を契約書等に規定します。委託先は、イベント参加者の損害保険加入など、あらかじめリスクマネジメントを講ずる必要があります。
- イ 委託事業において、個人情報の適正管理や秘密の保持が必要とされる場合は、その旨を仕様書又は契約書に規定します。
- ウ 委託事業の成果品は、契約書等に特に定めがない場合は、委託者（市）に帰属します。著作権等の知的財産権についても、原則として委託者（市）に帰属します。

3-9 本市では、どのような協働事業に取り組んでいますか？

平成23年3月に、市内対象に実施した「市民協働の推進状況に関する調査」の結果によって、平成22年度の協働事業を協働の形態別にリストアップすると、概ね、次のとおりです。

○平成22年度協働事業数 68事業

協働の形態	協働事業の事例	協働相手の区分
事業委託 18事業	まちづくり交歓会 放課後児童健全育成事業 愛宕坂灯の回廊 野外映画上映会 放課後子ども教室 宇野重吉氏顕彰事業	NPO法人 NPO法人 NPO法人 市民活動・ボランティア団体 実行委員会 実行委員会
共催 8事業	社会を明るくする運動事業補助 らくらく子ども博物館 夏休みわんぱくしあわい 地域と家庭の教育力アップ大作戦事業	実行委員会 市民活動・ボランティア団体 行政関連団体 行政関連団体
実行委員会等 5事業	福井市消費者まつり すこやか長寿祭開催事業 第23回市美展ふくい	実行委員会 実行委員会 実行委員会
事業協力 8事業	公園アダプトプログラム推進事業 福井市統計協会の維持活性化 市民一斉清掃 ボランティア育成事業	市民活動・ボランティア団体 行政関連団体 地域団体 市民活動・ボランティア団体
補助・助成 29事業	身近なまちづくり推進事業 福井市交通指導員会の活動 農地・水・環境保全向上活動支援事業 映像ボランティア育成事業 文化会館主催事業 さくらこども図書室補助金	地域団体 行政関連団体 地域団体 行政関連団体 NPO法人 NPO法人

よりよい協働をめざして、協働の基本原則や評価指標にそって協働事業を振り返り、さらに改善していきましょう。

第4章 協働事業の評価について

4-1 協働事業について、どのように評価すべきですか？

協働事業は、協働が目的ではないのですから、事業の評価がとりわけ大切です。

福井市市民協働条例では、市の施策（第8条）に、「市民協働による事業の推進及び評価に関する施策」に取り組むことを規定しています。

協働事業を推進することは、非営利公益市民活動団体の特性を活かして事業の効果を高め、よりよい公共サービスの実現を図ることが目的ですから、そのような観点から、協働事業について評価し、改善につなげていく必要があります。

（1）事業成果と協働プロセスについて評価

事業の目的や成果目標を協働の相手先と共有し、協働事業を行うことによって、どれだけの成果があり、どのような課題があったか、という観点から評価します。

これは、市の事務事業評価の視点と基本的には同じものですので、協働の相手先とも、事業の協議・実施段階を通じて、目的・目標を共有し、評価の視点（アウトプット、アウトカム）も明確にしておく必要があります。

もうひとつは、協働のプロセスに関する評価です。

これは、協働の基本原則に照らして、よい協働関係を構築できたかどうかを点検し、次の協働関係の改善に活かすために行うものです。

協働事業の適切な評価は、全国的にもまだまだ試行段階であり、今後深めていくべき課題です。

（2）協働の相手先とともに評価

協働事業は、協働相手と目的を共有して対等な立場で行うものですから、市だけでなく、協働相手先も、協働事業の評価に加わりますし、事業の成果と課題については協働事業の受益者からも評価を受けることが求められます。事業のアンケート等も受益者の評価のひとつと考えられますが、さまざまな方法を工夫することが望ましいでしょう。

（3）評価結果を次の改善に活かす

評価は、次の事業改善に向けたコミュニケーションの手段とも言えます。

市と非営利公益市民活動団体の双方が評価結果を出し合い、それに基づく意見交換の場を持ち、成果と課題を共有し合い、次の事業改善に活かしていく必要があります。

協働事業はまだ始まったばかりで、事例もそれほど多くありません。よりよい協働事業を推進するためにも、協働事業について率直に評価しあい、評価結果を共有し、成果と課題を整理し、ノウハウを蓄積していく必要があります。

そのためには、協働事業の内容と評価結果について、庁内外で情報を共有し、この「手引き」の充実にも反映していくことが重要です。

4-2 協働事業の評価指標は具体的にどのようなものですか。

協働事業の評価は、協働事業の成果と協働のプロセスに関して、次のような指標によってチェック・振り返りをを行います。

（評価指標の例）

（協働事業の成果について）

- 1 事業目的や成果指標は達成されましたか。
- 2 協働にふさわしい事業でしたか。
- 3 協働により、市民サービスの向上や事業効果が高まりましたか。
- 4 協働しない場合に比べて、事業の効率性が高まりましたか。
（同じ経費でよりよい成果が得られましたか。）
- 5 非営利市民活動団体の専門性、先駆性、柔軟性などの特性と能力が活かされましたか。
- 6 協働の形態（委託、共催等）は適切な方法でしたか。
- 7 協働の相手先として適切でしたか。

（協働のプロセスについて）

- 1 十分な話し合いにより相互理解は図られましたか。
- 2 協働事業に関する情報を共有できましたか。
- 3 事業目的、成果目標は十分共有されましたか。
- 4 対等な立場で協力して事業を行えましたか。
- 5 双方の自主性・自立性は尊重されましたか。
- 6 協働相手を選定は公平・公正で、かつ透明でしたか。
- 7 双方の役割分担、責任の所在を明確にし、それが果たされましたか。
- 8（複数年度にわたる継続事業の場合）事業完了の時期は明確ですか。

附 録 福井市市民協働条例（全文）

福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例

（平成 16 年福井市条例第 2 号）

新たな世紀に入り、市民自治の精神のもと、市民と行政が連携・協働し、共に責任を担う市民参画によるまちづくりが求められており、地域で活動する団体や社会的テーマを掲げて活動する団体などが行う非営利な公益活動への期待が高まっています。

これら専門性や多様性などの特性を活かした自主的、自立的な活動が活性化することで、さまざまな市民ニーズへのきめ細かな対応がなされ、また、人と人との間にたすけあいの心が育まれ、さらには、市民の自治意識の醸成にもつながります。

市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市が、お互いの立場を尊重しあい、市民協働を進めることにより、将来にわたって市民が誇りの持てる福井市の実現を目指して、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民協働及び非営利公益市民活動についての基本理念を定め、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市が行う施策を定めることにより、市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進を図り、もって多様な価値観を認め合う豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 非営利公益市民活動 市民の自由で自発的な意思によって行われる不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動で、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を促進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- （2） 非営利公益市民活動団体 非営利公益市民活動を行う団体をいう。
- （3） 事業者 営利を目的とする事業を行う個人及び法人をいう。
- （4） 市民協働 市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市がお互いを理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあうことをいう。

- (5) まちづくり 市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市が連携・協働をして、自らが生活し、又は活動している地域を豊かで個性あるものにしていく活動をいう。

(基本理念)

第3条 市民協働は、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市がまちづくりにおけるそれぞれの特性と役割を理解し、情報を共有し、並びに互いの自主性及び自立性を尊重した上で推進されなければならない。

- 2 非営利公益市民活動は、その果たす社会的意義について、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市が十分理解した上で、促進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、自らが暮らす社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するとともに、非営利公益市民活動に進んで参加し、又は参画するよう努めるものとする。

(非営利公益市民活動団体の役割)

第5条 非営利公益市民活動団体は、基本理念に基づき、自己の責任のもとに活動し、開かれた運営によりその活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

- 2 非営利公益市民活動団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚し、市民の参加を促進するとともに、その活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、進んで市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進のための施策に取り組むものとする。

- 2 市は、市民協働に関する情報の積極的な提供及び推進体制の整備に努めるものとする。

第2章 市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進のための施策

(市の施策)

第8条 市は、市民、非営利公益市民活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民協働による事業の推進及び評価に関する施策
- (2) 市民及び職員の意識の醸成に関する施策
- (3) 非営利公益市民活動を促進するための環境整備に関する施策
- (4) 非営利公益市民活動を総合的に促進するための施設整備に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に必要な施策

(協働事業の推進)

第9条 市は、非営利公益市民活動団体に対し、公共サービスのうちその特性を活かすことのできるものについて、委託その他の方法により協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

- 2 市は、前項の規定による協働の機会の拡大に当たっては、非営利公益市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、並びに公平性・公正性及び透明性の確保に努めるものとする。

(意見等の提出)

第10条 市は、市民、非営利公益市民活動団体及び事業者から、市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する意見等の提出があったときは、当該意見等の施策への反映について検討し、第17条の規定により設置する福井市市民協働推進委員会に調査審議を求める等適切な対応を行うものとする。

第3章 福井市非営利公益市民活動促進基金

(福井市非営利公益市民活動促進基金の設置)

第11条 市は、非営利公益市民活動を促進するため、福井市非営利公益市民活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第12条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とし、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 市費による積立金
- (2) 非営利公益市民活動の促進ための寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第13条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第14条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第15条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分及び助成)

第16条 基金は、市長が非営利公益市民活動団体の行う事業（市長が別に定めるところにより適当と認めたものに限る。）に対して助成を行う場合に限り、処分することができる。

2 市長は、前項の助成（次項において「助成」という。）を行うに当たっては、次条の規定により設置する福井市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

3 助成に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 福井市市民協働推進委員会

(福井市市民協働推進委員会の設置)

第17条 市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として福井市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第18条 委員会は、市長等の執行機関の求めに応じ、市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関し調査審議するものとする。

2 委員会は、この条例の効果的な運用に関し必要と認める事項について調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べることができる。

(組織等)

第19条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 非営利公益市民活動団体関係者
- (3) 事業者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(規則への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行時期)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行の状況並びに市民協働及び非営利公益市民活動を取り巻く情勢の推移を勘案し、この条例の目的達成の観点から適宜検討を加え、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。

この「手引き」について、質問・意見や提案をお寄せください。

この「手引き」は、協働の実践を積み上げる中で、
よりよい協働に向けて、進化させて行きたいと存じます。

市民協働推進の手引き

平成17年3月 初版
平成18年7月 一部改定
平成19年4月 一部改定
平成19年7月 一部改定
平成20年4月 一部改定
平成21年4月 一部改定
平成22年7月 一部改定
平成23年8月 一部改定

福井市 市民協働推進会議

(事務局)

福井市 市民生活部 市民協働・国際課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

TEL 0776-20-5300

FAX 0776-20-5391

E-mail collabo@city.fukui.lg.jp

URL

<http://www.city.fukui.lg.jp/d210/collabo/kyodo/index.html>